

# 従量電灯 B ゼロスタイル

## 実施要綱

### 目次

|     |                         |   |
|-----|-------------------------|---|
| (1) | 適用範囲 .....              | 2 |
| (2) | 本要綱の変更 .....            | 2 |
| (3) | 供給電気方式、供給電圧および周波数 ..... | 2 |
| (4) | 契約電流 .....              | 3 |
| (5) | 電気料金 .....              | 3 |
| (6) | 手続き手数料 .....            | 4 |
| (7) | その他 .....               | 4 |

## **(1) 適用範囲**

(イ) 従量電灯 B ライトプランの実施要綱（以下、「本要綱」といいます。）は、電気需給約款（低圧）（以下、「需給約款」といいます。）と共に、一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件（以下「託送約款等」といいます。）に基づき、お客様が低圧で電灯または小型機器を使用する需要において、契約電流が 30 アンペア以上、かつ 60 アンペア以下のいずれかに該当する場合に適用されます。

(ロ) 本実施要綱は、次の地域に適用します。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。

青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

## **(2) 本要綱の変更**

(イ) 当社は、民法の規定にもとづき本要綱に関連する法令や条例、規則、消費税および地方税の税率が変更された場合、または燃料費の高騰などの理由により本約款の変更が必要となる場合、さらには社会的または経済的に当社に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、託送約款が改訂される場合、その他当社が必要と判断した場合には、本要綱を変更することがあります。この場合、契約期間中であっても、変更後の実施要綱によります。

(ロ) 本要綱の変更手続きについては、変更内容を事前にお客様に通知し、変更後もその内容をお知らせいたします。ただし、変更がない事項については通知を省略することがあります。また、法令の制定や改廃に伴う形式的な変更や、需給契約の実質的な変更を伴わない場合には、事前に変更内容の概要のみをお知らせすることがあります。

(ハ) 本要綱の変更の場合のお客様等へお知らせする方法は、変更した事項を書面の交付、電子メールの送信または当社ウェブサイトへの掲載等によります。

## **(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数**

供給される電気の方式および電圧は、交流単相 2 線式の標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式の標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は標準的に 50 ヘルツと定めます。ただし、技術的な理由により、供給電気方式や電圧が必要な場合には、交流単相 2 線式の標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式の標準電圧 200 ボルトに変更されることがあります。

#### (4) 契約電流

- (イ) 契約電流は30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社への契約を切り替える場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- (ロ) 一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流の制限する計量器が取り付けられます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器が取り付けられないことがあります。

#### (5) 電気料金

- (イ) 1月の電気料金は、以下の定める基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、容量拠出金相当額、託送費調整額、燃料費等調整額の合計とします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金、容量拠出金相当額、託送費調整額、燃料費等調整額は需給約款の別冊に記載の計算方法とする。また、市場価格の変動状況により、支払期日の特例（支払繰延規定）が適用される場合があります。適用の基準および算出方法については、別冊をご参照ください。
- (ロ) 電気料金の日割計算は、当社の料金算定の際、日割計算が必要となる場合には、需給約款20.（日割計算）に準じます。なお、電力量区分の日割計算は下記によるものとします。
- 料金適用上の電力量区分の日割計算は以下の方法により算出します。
- 第1段階料金適用電力量＝120キロワット時×日割計算対象日数÷検針期間の日数  
なお、第1段階料金適用電力量とは、本要綱（b）の1段料金に適用される使用量を指します。
- 第2段階料金適用電力量＝180キロワット時×日割計算対象日数÷検針期間の日数  
なお、第2段階料金適用電力量とは、本要綱（b）の2段料金に適用される使用量を指します。
- (ハ) 料金や電力使用量等に端数が発生した場合には、需給約款4（単位および端数処理）に準じます。

##### (a) 基本料金

| 契約電流         | 基本料金   |
|--------------|--------|
| 契約電流 10 アンペア | 0.00 円 |

基本料金は、まったく電気を使用しない場合は、契約電流 10 アンペア当たり 184.80 円とします。

(b)電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量ごとに以下のように算定します。

|       |                                   |         |
|-------|-----------------------------------|---------|
| 1 段料金 | 120kWh までの 1kWh につき               | 24.55 円 |
| 2 段料金 | 120kWh を超え 300kWh までの<br>1kWh につき | 24.55 円 |
| 3 段料金 | 300kWh を超える 1kWh につき              | 24.55 円 |

(6) 手続き手数料

当社は、お客さまからの申し出により、下記の手続きをした場合、手数料をいただきます。当該手数料につきましては、当月もしくは次月の料金と合算してお支払いをいただきます。

請求書郵送 1 通につき 300 円（税別）

(7) その他

本要綱に記載のないその他の事項については、需給約款によるものとします。

実施期日

この本実施要綱は、2025 年 4 月 1 日から実施します。